

International Seminar

「投資協定仲裁—その課題と可能性」

“Investment Treaty Arbitration: Problems and Perspective”

経済のグローバル化の進展により、日本企業がクロスボーダー紛争に巻き込まれる可能性はますます拡大している。かかるクロスボーダー紛争の解決のためには、「国際仲裁」の利用が効果的であり、それは特に紛争解決制度に様々な問題を抱える新興国においては非常に効果が高い。

ところで、新興国における投資のもう一つの特徴は、相手方が単なる私企業ではないこと、すなわち、国家そのものや国営企業が相手方として登場することにある。そのような国家が一方当事者となる形態の投資においては、投資企業側に不利な紛争解決条項を呑まざるを得ないことがほとんどであり、その結果、いざ紛争が発生した場合にも実効的な解決が覚束ないという事態に陥らざるをえない。

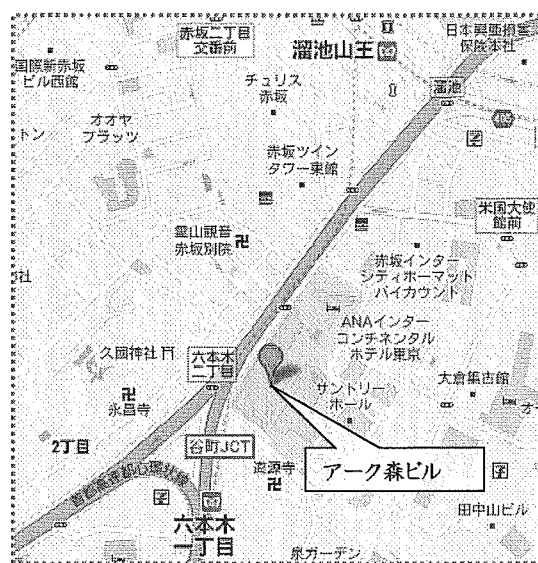
しかし、近年、二国間投資保護協定が世界的に拡大し、かかる投資保護協定の中に自国企業が相手国国家を直接に訴えることを可能とする条項を挿入することが常態化し、かかる状況に大きな変化をもたらされている。すなわち、企業が国家を「仲裁」という枠組みを用いて訴えることを可能とする「投資協定仲裁」の拡大であり、そのための中立・公平な仲裁機関として世界銀行が提供している ICSID (International Centre for Settlement of Investment Disputes) の活発な利用である。

本セミナーにおいては、世界銀行の年次総会のために来日する ICSID 事務局長を講師としてお招きするとともに、内外の専門家、関係官庁の担当官の方々にも講師をお願いし、欧米では常態化している投資協定仲裁の活用の課題と可能性につき、詳しい解説が行われる予定である。

【日時・場所の御案内】

- 日時：2012年10月11日(木) 14:00～17:00
(入室は13:30から可能です)
- 会場：アークヒルズクラブ「クラブルーム」
〒107-6090 東京都港区赤坂1-12-32
アーク森ビル イーストウィング 37F
- 無料 (参加申込書の先着順に席をご用意いたします)

参加希望の方は、**9月28日(金)迄**に、添付の「参加申込書」をFAX (03-5575-0800) にてご返送下さいますようお願い致します。



2012年10月11日(木) 14:00~17:00

「投資協定仲裁—その課題と可能性」スケジュール

時間	内容	担当者
14:00~14:10 (10分)	開会のご挨拶	早川吉尚・立教大学教授・弁護士
14:10~14:30 (20分)	投資協定仲裁概説	濱本正太郎・京都大学教授
14:30~14:50 (20分)	ICSID とその役割	Meg Kinnear・ICSID 事務局長 (英語のみ・通訳なし)
14:50~15:10 (20分)	日本政府の取り組み(1)	外務省担当官
15:10~15:30 (20分)	日本政府の取り組み(2)	経済産業省担当官
15:30~15:40 (10分)	休憩	
15:40~16:00 (20分)	NAFTA における経験	Mark Feldman・北京大学准教授 (元米国国務省法律顧問)(英語のみ・通訳なし)
16:00~16:50 (50分)	パネルディスカッション 質疑応答	
16:50~17:00 (10分)	閉会のご挨拶	Meg Kinnear・ICSID 事務局長(英語のみ・通訳なし)

(添 付)

「投資協定仲裁—その課題と可能性」

運営組織委員会事務局宛

(F A X / 0 3 - 5 5 7 5 - 0 8 0 0)

2012年10月11日(木) 14:00~17:00

国際セミナー「投資協定仲裁—その課題と可能性」

参加申込書

誠に恐縮ですが 9月28日(金)迄に、FAX でのご返送をお願い申し上げます。

(ふりがな) ご芳名	
貴社名・大学名	
部署・御役職	
ご住所	〒 _____ _____
ご連絡先	TEL : _____ FAX : _____ e-mail : _____

お問合せ先・セミナー組織委員会事務局

弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所 (担当: 玉井・村瀬)

〒107-6036 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 36階

Tel: 03-5575-8400 (代表)

Fax: 03-5575-0800